

「認定の基準」についての分野別指針
－ 漁業、養殖業及び水産物－

JAB PD367:2018D3

第2版：2018年 mm 月 dd 日

第1版：2018年1月30日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

0. 序文.....	<u>33</u>
1. 適用範囲.....	<u>33</u>
2. 引用文書.....	<u>44</u>
3. 用語と定義.....	<u>55</u>
4. 一般要求事項.....	<u>55</u>
4.1. 法的及び契約上の事項.....	<u>55</u>
4.1.1 法的責任.....	<u>55</u>
4.1.2 認証の合意.....	<u>65</u>
4.1.3 ライセンス, 認証書及び適合マークの使用.....	<u>65</u>
4.2. 公平性のマネジメント.....	<u>65</u>
4.3. 債務及び財務.....	<u>66</u>
4.4. 非差別的条件.....	<u>76</u>
4.5. 機密保持.....	<u>76</u>
4.6. 情報の公開.....	<u>76</u>
5. 組織運営機構に関する要求事項.....	<u>76</u>
6. 資源に関する要求事項.....	<u>86</u>
6.1. 認証機関の要員.....	<u>86</u>
6.1.1 一般.....	<u>87</u>
6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント.....	<u>87</u>
6.1.3 要員との契約.....	<u>87</u>
6.2. 評価のための資源.....	<u>97</u>
6.2.1 内部資源.....	<u>97</u>
6.2.2 外部資源 (外部委託).....	<u>97</u>
7. プロセス要求事項.....	<u>98</u>
7.1. 一般.....	<u>98</u>
7.2. 申請.....	<u>108</u>
7.3. 申請のレビュー.....	<u>108</u>
7.4. 評価.....	<u>108</u>
7.5. 評価結果のレビュー.....	<u>108</u>
7.6. 認証の決定.....	<u>119</u>
7.7. 認証文書.....	<u>119</u>
7.8. 認証された製品の登録簿.....	<u>129</u>
7.9. サーベイランス.....	<u>129</u>
7.10. 認証に影響を与える変更.....	<u>1240</u>
7.11. 認証の終了, 範囲の縮小, 一時停止又は取消し.....	<u>1240</u>
7.12. 記録.....	<u>1340</u>
7.13. 苦情及び異議申立て.....	<u>1340</u>
8. マネジメントシステム要求事項.....	<u>1340</u>

「認定の基準」についての分野別指針
－ 漁業、養殖業及び水産物－

0. 序文

本文書は、漁業、養殖業及び水産物を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関(以下、「認証機関」という)に適用する指針である。

また、一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会(所在地：東京、以下 MEL 協議会という)が運用するマリン・エコラベル・ジャパン(以下、「MEL」という、備考 1 参照)スキームにおける製品認証機関に対する要求事項を採用する。

備考 1

MEL スキームは、漁業及び養殖業の持続性(資源管理と生態系への影響の配慮)を認証するためのスキームであり、広く国際社会に受け入れられるよう FAO が採択したエコラベル・ガイドラインの考え方に沿っている。また、漁業・養殖業生産及び漁業資源管理活動に独自の長い歴史を有する日本の漁業の実情を踏まえ、漁業者、養殖業者及び関係事業者のラベル取得にかかる経済的負担をできる限り抑制しつつ、我が国の資源管理の特徴や優れた点を十分に反映している。

URL: <http://www.melj.jp/>

備考 2

漁業認証機関のみに適用される要求事項又は指針は文頭に[漁業]、養殖業認証機関のみに適用される要求事項又は指針は文頭に[養殖]と付し、CoC 認証機関のみに適用される事項は文頭に[CoC]と付す。両者に適用される要求事項又は指針には文頭に[共通]と付すか、文頭への標記を省略する。また、末尾の【 】内に、関連する文書とその項番号を示す。

1. 適用範囲

1.1 本指針は、漁業認証を行う製品認証機関(以下、「漁業認証機関」という)及び水産物の流通段階の認証を行う製品認証機関(以下、「CoC 認証機関」という)に適用する。

1.2 認証対象製品

1.2.1 生産段階認証

1.2.1.1 漁業認証

同一管理規則のもとで、対象漁獲種及び漁法を特定して行われた漁業

1.2.1.2 養殖業認証

同一管理規則のもと、魚種及び生産方法を特定して行われた養殖業

1.2.2 CoC 認証

生産段階認証によって供給された水産物から生産された製品であることを確実にする仕

組み及び当該仕組みにより生産された製品

1.3 認証基準

1.3.1 生産段階認証

1.3.1.1 漁業認証

- マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格
- 上記認証規格に基づき、対象魚獲種及び漁法を特定して作成される認証の判定基準(マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格 適合の判定基準(審査の手引き))

1.3.1.2 養殖業認証

- マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格
- 上記認証規格に基づき作成される認証の判定基準(マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格 適合の判定基準(審査の手引き))

1.3.2 CoC 認証

- マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証規格
- 上記認証規格に基づき作成される各種流通加工段階認証の判定基準(マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証規格 適合の判定基準(審査の手引き))

2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能である。

2.1 引用文書

- a) JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065 IDT)適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項 (以下、JIS Q 17065 という)
- b) 漁業認証規格に基づいて認証を行う機関に対する要求事項 (以下、RCB(FMS)という)
- b)c) 養殖認証規格に基づいて認証を行う機関に対する要求事項 (以下、RCB(AMS)という)
- e)d) 流通加工段階認証規格に基づいて認証を行う機関に対する要求事項 (以下、RCB(CoC)という)
- d)e) マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格 (以下、FMS 規格という)
- f) マリン・エコラベル・ジャパン漁業認証規格 適合の判定基準(審査の手引き) (以下、FMS 審査手順という)
- g) マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格 (以下、AMS 規格という)
- e)h) マリン・エコラベル・ジャパン養殖認証規格 適合の判定基準(審査の手引き) (以下、AMS 審査手順という)
- f)i) マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証規格 (以下、CoC 規格という)
- e)j) マリン・エコラベル・ジャパン流通加工段階認証規格 適合の判定基準(審査の手

引き) (以下、CoC 審査手順という)

h)k) マリン・エコラベル・ジャパン ロゴマーク使用・管理規程 (以下、ロゴマーク規程という)

i)l) FAO Guidelines for the Ecolabelling of Fish and Fishery Products from Marine Capture Fisheries (以下、エコラベル・ガイドラインという)

j)m) International Classification for Standards(ICS) (以下、ICS コード)

備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 2 b)~i)項の入手先は以下。

<http://www.melj.jp/>

備考 3 k)項の入手先は以下。

<http://www.fao.org/>

3. 用語と定義

RCB(FMS)1.4 項、RCB(AMS)1.4 項及び RCB(CoC)1.3 項による他、次による。

3.1 認証申請者

[漁業]

RCB (FMS)-1.6 項による。

[養殖]

RCB (AMS)1.6 項による。

[CoC]

RCB(CoC)-1.5 項による。

4. 一般要求事項

[漁業]

RCB(FMS)1.5 項による。

[養殖]

RCB (AMS)1.5 項による。

[CoC]

RCB(CoC)1.4 項による。

4.1. 法的及び契約上の事項

4.1.1 法的責任

[漁業]

RCB(FMS)2.1 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)2.1 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)2.1 項による。

4.1.2 認証の合意

~~JIS Q 17065 4.1.2 項による。~~[\[漁業\]](#)

[RCB\(FMS\)5.15 項による。](#)

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)5.15 項による。](#)

[CoC]

[RCB\(CoC\)5.15 項による。](#)

4.1.3 ライセンス，認証書及び適合マークの使用

[漁業]

RCB(FMS)5.16 項及びロゴマーク規定による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)5.16 項及びロゴマーク規定による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.16 項及びロゴマーク規定による。

4.2. 公平性のマネジメント

[漁業]

RCB(FMS)2.2 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)2.2 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)2.2 項による。

4.3. 債務及び財務

[漁業]

RCB(FMS)2.3 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)2.3 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)2.3 項による。

4.4 非差別的条件

[漁業]

RCB(FMS)2.4 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)2.4 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC) 2.4 項による。

4.5 機密保持

[漁業]

RCB(FMS)2.5 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)2.5 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)2.5 項による。

4.6 情報の公開

[漁業]

RCB(FMS)2.6 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)2.6 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)2.6 項による。

5. 組織運営機構に関する要求事項

[漁業]

RCB(FMS)3 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)3 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)3 項による。

6 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の要員

[漁業]

RCB(FMS)4.1.1 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB \(AMS\)4.1.1 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)4.1.1 項による。

6.1.1 一般

[漁業]

JIS Q 17065 6.1.1 項による他、RCB(FMS)4.1.2 項による。

[\[養殖\]](#)

[JIS Q 17065 6.1.1 項による他、RCB\(AMS\)4.1.2 項による。](#)

[CoC]

JIS Q 17065 6.1.1 項による他、RCB(CoC)4.1.2 項による。

6.1.2 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント

[漁業]

JIS Q 17065 6.1.2 項による他、RCB(FMS)4.1.3 項、4.1.4 項、4.1.6 項、4.1.8 項、4.1.9 項による。

[\[養殖\]](#)

[JIS Q 17065 6.1.2 項による他、RCB\(AMS\)4.1.3 項、4.1.4 項、4.1.6 項、4.1.8 項、4.1.9 項による。](#)

[CoC]

JIS Q 17065 6.1.2 項による他、RCB(CoC)4.1.3 項、4.1.4 項、4.1.6 項、4.1.8 項、4.1.9 項による。

6.1.3 要員との契約

[漁業]

JIS Q 17065 6.1.3 項による他、RCB(FMS)~~4.1.6 項~~、4.1.7 項による。

[養殖]

JIS Q 17065 6.1.3 項による他、RCB(AMS)4.1.7 項による。

[CoC]

JIS Q 17065 6.1.3 項による他、RCB(CoC)~~4.1.6 項~~、4.1.7 項による。

6.2 評価のための資源

[漁業]

RCB(FMS)4.2 項による。

[養殖]

RCB (AMS)4.2 項による。

[CoC]

RCB(CoC)4.2 項による。

6.2.1 内部資源

~~[漁業]~~

~~JIS Q 17065 6.2.1 項による。~~

~~[CoC]~~

~~JIS Q 17065 6.2.1 項による。~~

6.2.2 外部資源（外部委託）

[漁業]

RCB(FMS)-1.7 項による。

[養殖]

RCB (AMS)1.7 項による。

[CoC]

RCB(FMS)-1.6 項による。

7 プロセス要求事項

7.1 一般

[漁業]

RCB(FMS)5.1 項、5.2 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.1 項、5.2 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.1 項、5.2 項による。

7.2 申請

[漁業]

RCB(FMS)5.3 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.3 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.3 項による。

7.3 申請のレビュー

[漁業]

RCB(FMS)5.4 項による。また、審査チーム編成時には RCB(FMS)4.1.5 項を確実にしなければならない。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.4 項による。また、審査チーム編成時には RCB\(AMS\)4.1.5 項を確実にしなければならない。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.4 項による。また、審査チーム編成時には RCB(CoC)4.1.5 項を確実にしなければならない。

7.4 評価

[漁業]

RCB(FMS)5.5 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.5 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.5 項による。

7.5 評価結果のレビュー

[漁業]

RCB(FMS)5.6 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.6 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.6 項による。

7.6 認証の決定

[漁業]

RCB(FMS)5.7 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.7 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.7 項による。

7.7 認証文書

[漁業]

RCB(FMS)5.8.1 項、5.8.2 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.8.1 項、5.8.2 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC) 5.8.1 項、5.8.2 項による。

[共通]

認証された製品の ICS コードは以下とする。認証機関は認証区分を適切な ICS コードと関係づけることが望ましい。

< 漁業・養殖業認証 >

- 65.150 漁業及び養魚(Fishing and fish breeding)

< CoC 認証 >

- 39.060 宝石類(Jewellery)^{※1}
- 67.120.30 魚及び魚肉加工品(Fish and fishery products)^{※2}
- 67.080.20 野菜及び関連製品(Vegetables and derived products)^{※3}

※1 真珠、サンゴ等非食用水産物含む。

※2 軟体動物、節足動物、棘皮動物、[水棲爬虫類](#)、水棲哺乳類等の非魚類水産動物

含む。
※3 海藻含む。

7.8 認証された製品の登録簿

[漁業]

RCB(FMS)5.9 項による他、漁業認証機関は、RCB(FMS)5.8.3 項に基づき認証の状況について MEL 協議会に報告しなければならない。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.9 項による他、養殖業認証機関は、RCB\(AMS\)5.8.3 項に基づき認証の状況について MEL 協議会に報告しなければならない。](#)

[CoC]

RCB(FMS)5.9 項による他、CoC 認証機関は、RCB(CoC)5.8.3 項に基づき認証の状況について MEL 協議会に報告しなければならない。

7.9 サーベイランス

[漁業]

RCB(FMS)5.10 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.10 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.10 項による。

7.10 認証に影響を与える変更

[漁業]

RCB(FMS)5.11 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.11 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.11 項による。

7.11 認証の終了，範囲の縮小，一時停止又は取消し

[漁業]

RCB(FMS)5.12 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.12 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.12 項による。

7.12 記録

[漁業]

RCB(FMS)5.13 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.13 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.13 項による。

7.13 苦情及び異議申立て

[漁業]

RCB(FMS)5.14 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)5.14 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)5.14 項による。

8 マネジメントシステム要求事項

[漁業]

RCB(FMS)6 項による。

[\[養殖\]](#)

[RCB\(AMS\)6 項による。](#)

[CoC]

RCB(CoC)6 項による。

[附則 第2版は発行日以降に立案される審査に適用する。](#)

改定履歴(公開文書用)

版 番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2018-01-30	プログラム マネージャー (製品)	製品技術委 員会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>養殖業認証への拡大に伴う改定</u> - <u>タイトル修正</u> - <u>適用範囲に養殖業を追加(1.2.1.2)</u> - <u>認証基準を追加(1.2.1.2)</u> - <u>引用文書追加(2.1)</u> - <u>スキーム要求事項追加(全般)</u> ・ <u>その他引用漏らし、引用間違い、重複箇所等修正</u> 	<u>2018-mm-dd</u>	<u>プログラム マネージャー (製品)</u>	<u>製品技術委 員会</u>

版 番号	改 定 内 容 概 略	発 行 日	文 書 責 任 者	承 認 者

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214 Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。